

## マイナポイントの申込期限は令和5年9月末まで！

問 住民環境課 戸籍住民係 ☎0968・86・5727

マイナンバーカードを令和5年2月末までに申請された方は最大20,000円分のポイントを取得することができます。取得したポイントは、キャッシュレス決済サービスで利用できます。

【取得条件】①選択したキャッシュレス決済サービスで20,000円までのチャージ又はお買い物をすると最大5,000円分②マイナンバーカードの健康保険証としての利用申込みや、公金受取口座の登録を完了するとそれぞれ7,500円分が付与されます。

※ポイント申込期限が近づくと窓口が混雑する可能性があります。  
※ポイントの申込みには、令和5年2月末までに申請されたマイナンバーカードが必要です。カードの受け取りがお済でない方は早めに窓口にお越しください。



詳しくは、総務省ホームページをご覧ください。

## マイナンバーカード申請受付等の予約制時間外窓口開設

- ▶と き：9月7日、14日、21日、28日の木曜日 午後7時まで  
9月10日回午前9時から正午まで
- ▶受付業務：マイナンバーカードの受け取り※交付通知書が届いている方が対象です。  
マイナンバーカードの申請受付
- ▶と ころ：菊水区域の方は、本庁住民環境課 予約受付☎0968・86・5727  
三加和区域の方は、支所地域振興課 予約受付☎0968・34・3111

※窓口の混雑を防ぐため、事前予約制としています。当日必要なものについては予約の際にお尋ねください。

※マイナンバーカードの受け取りや申請以外の窓口は開設していません。

※事前予約のない日については、開設しない場合があります。

## 住宅・土地統計調査を実施します

問 総務課 秘書広報係 ☎0968・86・5720

総務省統計局では、10月1日現在で「令和5年住宅・土地統計調査」を実施します。この調査は、住生活に関する最も基本的で重要な調査で、全国約340万世帯の方々を対象とした大規模な調査です。和水町では、12地区、約170世帯の方々が対象となります。

### ▶調査の流れ

9月上旬：調査員が調査対象となる地域を確認し、居住する各世帯に「調査のお知らせ」を配布します。

9月下旬：調査員が調査対象に選ばれた世帯に「調査書類」を配布します。

10月上旬：調査をお願いする世帯には、①インターネット②郵送③調査員に提出のいずれかの方法で回答をお願いします。

10月1日(日)は  
「住宅・土地統計調査」  
ご回答をお願いいたします

みんなのおうち調査

インターネット回答が簡単で便利！

詳しくは 住宅・土地統計調査

<https://www.stat.go.jp/data/jyutaku/index.html>



令和5年 住宅・土地統計調査

総務省統計局・都道府県・市区町村からのお知らせです



## 低所得の子育て支援に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)事業

問 保健子ども課 子ども家庭係 ☎0968・86・5730

低所得の子育て世帯の支援のため、国から給付金が支給されます。令和4年度に「低所得の子育て世帯生活支援特別給付金」を受給した人には5月末日に支給を行ったところですが、下記に該当する人は別途申請が必要となります。

### ▶対象者

・令和5年3月31日時点で18歳未満の児童を養育する父母等であって、食費等の物価高騰の影響を受けて家計が急変し、収入が非課税相当となった人(家計急変者)

### ▶給付額

児童1人当たり一律5万円

### ▶申請期限

令和6年2月28日(必着)

※郵送の場合は、当日消印有効

### ▶申請に必要なもの

印本人確認書類(運転免許証など)、通帳の写し、申請書、収入見込額申立書、家計急変後の収入が分かる書類

### ▶提出先

和水町役場 本庁 保健子ども課

子ども家庭係

☎0968・86・5730



## 平日健診できない方のための乳がん検診を実施します

問 くまもと県北病院 健康管理センター ☎0968・73・6135

(午後1時から午後5時まで)

▶と き：10月15日回 午前8時30分～11時30分(30分毎の予約制)

▶と ころ：くまもと県北病院2階 健康管理センター(玉名市玉名550番地)

▶定 員：40名(先着順)

▶申込方法：9月4日回 午後1時から受付開始。

～9月22日締め切り

くまもと県北病院健康管理センターへお電話でお申し込みください。

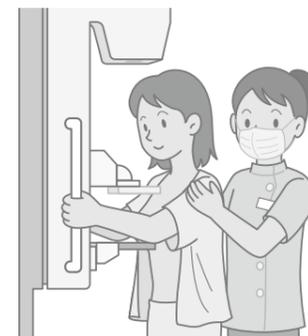
▶料 金：マンモグラフィ 1方向 4,400円(税込)

マンモグラフィ 2方向 6,050円(税込)

※感染症対策のため、マスクの着用と朝から検温の実施をお願いします。

※町が発行する受診券を利用されると自己負担700円で、無料クーポン券を利用されると自己負担0円で受診できます。

※6月末に受診券・無料クーポン券を対象者に送付しています。無料クーポン券の対象者は、昭和58年4月1日～昭和59年3月31日生まれの年度末年齢が40歳の女性の方です。



※和水町の受診券・無料クーポン券に関するお問い合わせは、和水町保健子ども課 保健予防係

☎0968・86・5730までお願いします。